

## 「情報公開文書」

受付番号：2016-4-058

課題名：精神疾患関連の SNPs と情動との関連解析

研究責任者：生命科学研究科・教授・河田雅圭

### 1. 研究の対象

対象材料の採取期間：西暦2013年4月～西暦2017年3月

東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査参加者。合計約2.5万人。

### 2. 研究目的・方法

#### 【研究期間】

平成29年3月1日～平成33年3月31日

#### 【研究目的】

研究責任者らがこれまでに行ってきた進化生物学的解析からヒト特異的なアミノ酸配列の変化が検出されたと同時に、精神疾患との関連が指摘されているVMA T 1（小胞モノアミントランスポーター1）遺伝子を中心に、各SNPsの遺伝子型に加え、人づきあいや震災の体験が、個々人の健康状態および精神状態に与える影響を関連解析により解明する。これにより、人類進化という基礎研究の視点からヒトの精神的特徴の理解が進むだけでなく、被災者の遺伝子型や環境に応じた心のケアや創薬といった応用研究にもつながると期待される。

#### 【研究の方法】

東北メディカル・メガバンク機構で収集された生体情報の解析情報（基本属性情報、調査票情報、生理学検査情報、ゲノム情報）を用いて解析を行う。積極性や意欲、悲観・うつ傾向などの心の個性に関わる精神状態を反応変数とし、VMA T 1遺伝子の遺伝子型や震災での危険体験の有無、まわりの人とのつきあい、親族・知人の他界、その他体質・仕事・家族の状態などを説明変数に、要因解析（GLMM、ランダムフォレスト等）を行う。

### 3. 研究に用いる試料・情報の種類

東北メディカル・メガバンクの統合データベース d b TMMで利用可能な健常者 1, 070人のデータを対象とし、基本情報、調査票（生活習慣）情報、生化学的・免疫学的検査情報、ゲノム配列情報（個人毎変異情報）を用いる。

### 4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

### 5. 研究組織

該当なし

### 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学大学院生命科学研究科・生物多様性進化分野・教授・河田雅圭  
kawata@m.tohoku.ac.jp TEL：022-795-6688

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室  
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5161

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合